

新滋賀県障害者プラン(仮) (第4次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画)

<骨子案>

2020年10月

健康医療福祉部 障害福祉課

I プラン策定の基本的な考え方

1. プラン策定の背景

- 2011年、障害者基本法の改正により、障害のある人が「等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」こと、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現が目標になる。
- 障害者総合支援法および児童福祉法の改正(2016年)、障害者基本計画の改定(2018年)が行われるとともに、社会福祉法の改正(2018・2020年)、障害者文化芸術推進法(2018年)、読書バリアフリー法(2019年)の施行。
- 2020年の社会福祉法の改正では、各制度の狭間にいる人への支援や複合的な課題を有する家庭への支援を適切に行うため、相談支援等の事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設。
- 2019年、県において「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を施行。
- 障害のある人が望む暮らしを実現できる社会へは、社会資源の不足や差別事例の発生等、引き続き多くの課題がある。
- 自然災害や新型コロナウイルス等の感染症は、避難や自粛生活への支援等様々な課題を浮き彫りに。
- 2015年、「持続可能な開発目標(SDGs)」が合意。SDGsには、障害または障害者に関連したターゲットが含まれる。

2. プラン策定の趣旨

- 国の動向、県の基本構想、これまでの取組成果と課題を踏まえ、ノーマライゼーションおよびソーシャルインクルージョンの理念が浸透した共生社会の実現に向けた指針および実施計画として計画を策定する。
- 障害のある人や関係者の意見を反映するとともに、市町が策定する同様の計画との連携・調整を図り、市町計画の達成に資するプランとする。
- 災害時や新型コロナウイルス等感染症の流行時においても、障害のある人の「いのち」と「くらし」を守ることに資するプランとする。
- 「持続可能な開発目標(SDGs)」(目標3(福祉)、4(教育)、8(雇用)、10(不平等是正)、11(居住))に関する取組の加速化に寄与するプランとする。
- 糸賀一雄氏ら先人の実践と理念をはじめとして、当事者や地域のニーズに即した現場の先駆的な取組を県や国における施策化につなげてきた本県の障害福祉の歴史を踏まえ、その発展を目指す。

3. 位置づけ

- 新滋賀県障害者プラン(仮)は、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に定めるもの。
- 障害者施策についての基本的方向を示し、実効性ある施策を総合的かつ計画的に推進するとともに障害福祉サービス等・障害児支援の整備目標と確保策について示すもの。

4. 計画期間

- 本プランの計画期間は2021(令和3)年度から2026(令和8)年度の6年間とします。
- 一部、重点施策とするものおよび障害福祉計画・障害児福祉計画に関わるものについては、2021(令和3年度)年度～2023(令和5)年度の3年間とします。

Ⅱ 滋賀県が目指す共生社会

1. 基本理念(基本的な姿勢)

「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現」
～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、すべての人がその有する力を最大限に発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会を実現します。

2つの起点

「ひと」

- 既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている「ひと」、支援を担う「ひと」を起点に考えます。

「まち」

- 障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子ども等様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考えます。

2. 基本目標と5つの視点

「すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」

基本目標を達成するために5つの重要な視点から施策を進めていきます。

5つの視点

<その人らしく>

- 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、人権を尊重され、自分の望む生活を自ら選び、決定すること

<いつでも>

- 24時間、365日、必要な時にサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えること
※災害時や感染症流行時を含む

<誰でも>

- 障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人はだれでも支援を受けられる体制を整えること

<どこでも>

- 障害のある人が、暮らす地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えること

<みんなで取り組む>

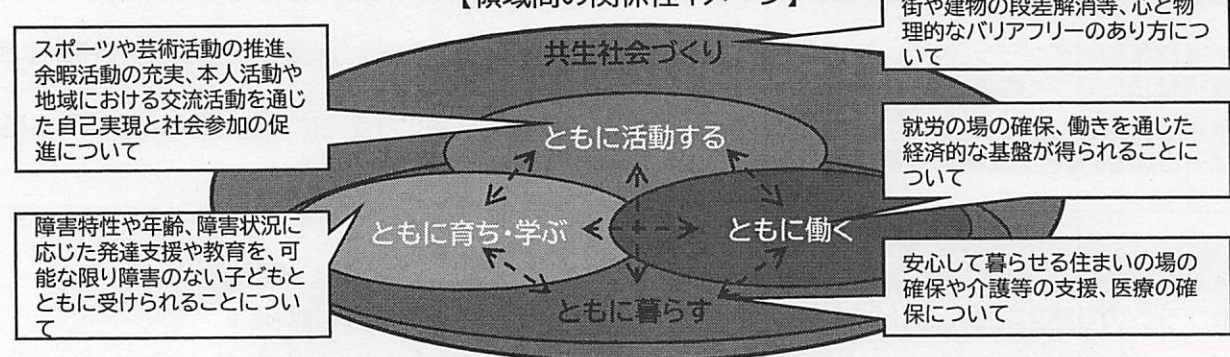
- “地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動する”という目標の達成に向けては、県や市町、あるいは地域の住民等、さまざまな立場の役割を明確にし、自助・共助・公助の力を合わせて進めることや、専門職も含めた地域における絆やつながりを築くことが大切です。

3. 基本的な施策の方向性(総論)

(1) 領域の設定

- 基本目標である「すべての人が基本的人権を尊重され、地域でともに暮らし、ともに育ち・学び、ともに働き、ともに活動する」ことの実現に向け、基本的な施策の方向性を示すために、「①共生社会づくり」を基盤とし、「②ともに暮らす」、「③ともに育ち・学ぶ」、「④ともに働く」、「⑤ともに活動する」の5つ領域を設定します。
- 5つの領域の相互の関連性に留意しつつ、領域ごとに県における現状を確認、あるべき姿を描き、課題を整理した上で、施策の方向性を示します。

【領域間の関係性イメージ】



(2)各領域のあるべき姿と施策の方向性

① 共生社会づくり



【現状】

- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数（R1年度実績：8,810回、R2年度目標：17,000回、達成率：51.8%）
- 特定道路におけるバリアフリー化率（R1年度実績：70.3%、R2年度目標：100%、達成率：70.3%）
- 乗客1日3千人以上の駅のバリアフリー化率（R1年度実績：88.9%、R2年度目標：100%、達成率：88.9%）
- 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、
① どのような差別を体験したか：陰口等23.5%、じろじろ見られる17.7%、障害理解がない17.6%、相談しても聞いてもらえない8.8% ② 障害福祉に関する用語の認知度：「バリアフリー」67.3% 「障害者差別解消法」21.5% 「合理的配慮」17.4% 「県条例」14.3% 「障害の社会モデル」11.8%

【あるべき姿】

- 地域での暮らしのいずれの場面においても、障害を理由として不当な差別的取り扱いをされることなく、求めに応じた合理的配慮が受けられる。
- 「障害の社会モデル」の考え方が県民に理解され、物理的・社会的な障壁により、移動等の行動が制限されることなく、必要な情報を適切に受け取ることができる。
- 障害のある人が保護の客体ではなく、権利の主体として、必要に応じた支援を受けながら日常生活や社会生活の場面で意思決定することができる。

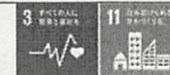
【課題】※は新たに整理された課題

- 障害のある人が支援を受けながら地域で暮らし、一般企業で働いたりすることが享有する権利であると必ずしも認識されていない。
- 障害の社会モデルの考え方や、合理的配慮の提供のあり方等、障害者差別解消法や滋賀県差別のない共生社会づくり条例の理念や内容が県民に周知されていない。（※）
- 支援に関わる者が意思決定支援の意義や方法等について十分に理解されていないため、障害のある人への意思決定支援が日常生活や社会生活の場面で十分に実施されていない。（※）
- 町における移動や様々な情報取得について、障害のある人には利用しにくい状況がある。

【施策の方向性】

- だれもが暮らしやすい共生社会の実現に向け、県民の障害理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。
- 障害者差別解消法や共生社会づくり条例の理念や内容について周知を促進するとともに、障害者虐待防止法による取組を強化します。
- 障害のある人への意思決定への支援が適切に実施されるよう、支援者の人材育成等の取組を強化します。
- 公共の交通機関や建物におけるユニバーサルデザイン化、情報取得における意思疎通支援の充実やICTの活用によるアクセシビリティ（利用しやすさ）を高め、暮らしやすい地域づくりを進めます。

② ともに暮らす



【現状】

- サービス等利用計画作成済人数（R2年3月実績：11,221人、内セルフプラン率：16.4%）
- ①訪問系サービスの利用者数（R2年3月実績：3,452人、R2年度見込み量：4,453人、達成率：77.5%）②グループホームの定員数（R2年3月時点：1,443人、R2年度見込み：1,477人、達成率：97.7%）③障害者支援施設からの地域移行の状況（H30～R1年度実績：12人、R2年度時目標：45人、達成率：26.6%）④他府県施設からの県内移行状況（H30～R1年度実績：4人、R2年度時目標：14人、達成率：28.5%）
- 公営住宅のバリアフリー化実施率（R1年度実績：92.9%、R2年度目標：100%、達成率：92.9%）
- 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、①主な介護者：父母45.5%、ヘルパー等36.5% ②相談する相手：家族70.7%、障害福祉サービス事業所職員16.7%、相談支援専門員8.5% ③災害時避難への支援の必要な人の割合：56.4%

【あるべき姿】

- 障害の程度や状況にかかわらず、どこでだれと生活するかについての選択の機会が確保されている。
- いずれの生活場面（新型コロナウイルス等感染症流行時も含む）においても、障害の程度や状況に応じた適切な支援を受けられる。
- 日常生活上の困りごとを身近な地域で相談でき、必要な支援に繋がれたり、伴走的な相談支援を受けられる。
- 障害の状況に応じた専門的な医療や特性に配慮された診療を受けることができる。
- 災害時において、避難に際しての支援が受けられ、避難所等での生活に必要な支援を受けられる。

【課題】※は新たに整理された課題

- グループホーム等の数は増加しているが、行動障害や医療的ケア、高次脳機能障害等専門的な支援を要する人への住まいの場や生活に必要な支援が十分に確保されていない。
- 適切な支援を行うための人材の確保や専門的な支援を行うための職員の育成が十分ではない。（※）
- 身近な地域で日常生活の困りごとを気軽に相談できたり、圏域単位での専門的な相談支援を受けられる体制が十分ではない。（※）
- 発達障害や重症心身障害、高次脳機能障害等への専門的な医療を提供できる機関が十分ではない。また、体調不良時等に障害の特性に配慮した診療を受けられる体制が十分ではない。（※）
- 災害時等に障害のある人が適切に避難できたり、避難所で必要な配慮を受けながら過ごせるための準備が全県的に実施できている状況ではない。（※）

【施策の方向性】

- 障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じた介助・介護・見守り等の支援サービス等の充実（体制整備、人材育成・確保）に努めます。
- 福祉・保健・医療、教育、労働等の各分野の連携を図るとともに、障害、高齢、児童、困窮等の属性にかかわらず谷間のない支援を受けられるよう、市町による包括的な相談支援体制整備の推進を図ります。
- 保健福祉圏域における障害特性に応じた専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 障害の状況に応じた専門的な医療の提供や障害の特性に配慮された診療を受けられる体制整備を図ります。
- 市町による災害時における避難行動に支援を要する障害のある人の把握および実効性のある避難時の個別計画の作成、避難所での必要な配慮がされるよう、県における防災部局と福祉部局の連携を高め、市町における同様の連携と地域との協働を促進します。

(2)各領域のあるべき姿と施策の方向性(つづき①)

③ ともに育ち・学ぶ



【現状】

- 障害児支援利用計画作成済人数 (R2年3月実績: 4,572人、内セルフプラン率: 20.2%)
- 重心・医ケア児に対応できる児童発達支援および放課後等デイサービスの整備 (R1年度: 5圏域、R2目標: 7圏域、達成率: 74.1%)
- R1年度の個別の指導計画が必要な児童への作成率 (小: 97.1%、中: 97.1%、高: 91.2%)、個別の教育支援計画が必要な児童への作成率 (小: 87.5%、中84.5%、高79.1%)
- 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、①通園・通学の困りごと: 職員数不足 25.4%、通学方法が不便 25.0% ②卒業後の進路希望: 福祉サービス事業所18.1%、一般就労 16.9%、大学・専門学校 6.2%

【あるべき姿】

- どのような社会環境 (新型コロナウイルス等感染症流行時も含む) においても、早期に障害等の状況が確認され、ライフステージに応じた切れ目のない発達支援を受けることができる。
- 親が子の障害に起因する負担を負うことなく、安心して障害のある子を育てることができる。
- どのような社会環境 (新型コロナウイルス等感染症流行時も含む) においても、障害のある子が、必要な支援のもと障害特性や年齢、障害状況に応じた教育を受けることができる。
- 障害の有無にかかわらずともに学ぶ「インクルーシブ教育」が実現されている。

【課題】 ※は新たに整理された課題

- 保護者の障害受容に配慮した早期発見・早期対応の取組や子育てにおいて子どもの障害に起因する介護負担への対応が必要。
- 就学前から就学に向けた引き継ぎや、就学後の学校と地域における支援事業者との連携の促進が必要。(※)
- 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成率は向上したが、それを活用した十分な取組が進んでいない。
- 障害理解を深めるために、幼少期・学齢期に障害のある子どもとない子どもがともに過ごせる環境が必要。(※)
- 発達障害や重症心身障害、医療的ケア等に対応できる児童発達支援サービスが不足している。(※)

【施策の方向性】

- 市町による乳幼児期から学齢期、入学や進学等により支援が途切れないようライフステージに応じた切れ目のない支援を促進します。
- 障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けることができるよう教育環境や相談支援体制の充実に努めます。
- 障害のある子ども一人ひとりの障害特性と教育的ニーズを把握して、その持てる力を引き出し高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。
- 障害の有無にかかわらずともに学ぶことができる「インクルーシブ教育」を推進します。
- 発達障害や重症心身障害、医療的ケア等が必要な児童への支援を充実させるため、市町の体制整備への支援と専門的な支援人材の養成を図ります。

④ ともに働く



【現状】

- 法定雇用率達成企業割合 (R1年度実績: 55.7%、R2年度目標: 65%、達成率: 85.7%)
- 福祉施設から一般就労への移行した人数 (R1年度実績: 169人、R2年度目標: 203人、達成率: 83.2%)
- 働き・暮らし応援センターで支援する在職者数 (R1年度実績: 3,012人、R2年度目標3,400人、達成率: 88.5%)
- ①就労移行支援利用者数 (R2年3月実績: 321人、R2年度見込み量: 496人、達成率: 64.7%) ②就労定着支援利用者数 (R2年3月実績: 127人、R2年度見込み量: 57人、達成率: 222%)
- 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、①就労状況: 仕事をしていない49.0%、福祉的就労20.3%、パート・アルバイト11.3%、会社員6.7% ②仕事をしていない理由: 高齢のため30.8%、病気のため21.8%、重度の障害のため15.9%、働く自信がない5.5% ③働きやすくするために必要な条件: 障害者を雇用する企業の増加41.0%、職場の障害理解35.5%、障害にあった仕事内容・量31.6%

【あるべき姿】

- 働くことを通じて、障害のある人が地域生活の経済的な基盤が得られている。
- 働くことが生きがいとなり、障害のある人が豊かな社会生活を営むことができる。
- 障害のある人の「働きたい」というニーズに応えることができるよう、
 - ・障害のある人が当たり前で地域社会で働き、暮らすことについて県民が理解している。
 - ・教育・福祉・労働の各機関の連携が図られ、切れ目のない支援が充実している。
 - ・企業等への就労支援や福祉的な就労の場が確保されている。
 - ・障害の特性等に応じた訓練等が受けられ、適切な就労の場へつながるための相談支援が充実している。

【課題】 ※は新たに整理された課題

- 障害のある人が一般就労することについて、県民や企業における理解が不十分な場合がある。
- 特に法定雇用率を達成していない企業に障害のある人が働くことへの理解を進める必要がある。
- 法定雇用率の改定が影響し、企業からの障害者雇用に対する需要が増えているが、障害者への就業支援が追いついていない。(※)
- 更なる一般就労の促進と、中小企業での障害者就労状況の把握が必要である。
- 高等養護学校を中心に実施される「しがごと検定」は本人の働く意欲を高めるために効果が高く、企業からも本人の技能を評価しやすく評価が高いことからさらに広めていく必要がある。
- 一般就労に向けた訓練や適性を図るための実習を受け入れてくれる企業をさらに確保する必要がある。
- 就労と生活を支えるための相談機関の役割分担の明確化と連携を高める必要がある。

【施策の方向性】

- 中小企業を含めた企業での一般就労に向けた支援や福祉的就労の場を確保することによる、経済的基盤の獲得を促進します。
- 企業で障害のある人が「働く」ことについての理解促進を図ります。
- 就業の促進と職場定着のため、教育・福祉・医療・労働の各機関と企業の連携強化を図ります。
- 就労に向けた訓練・実習機会の確保、就業と生活を支えるための相談支援の充実を図ります。

(2) 各領域のあるべき姿と施策の方向性(つづき②)

⑤ ともに活動する



【現状】

- 障害者スポーツ県大会等の参加人数 (R1年度実績: 1,034人、R2年度目標: 2,000人、達成率: 51.7%)
- 障害者アート公募展への応募者数 (R1年度実績: 247人、R2年度目標: 380人、達成率: 65%)
- 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」結果より、①日常的な外出頻度: 週1・2回30.5%、週3・4回16.2%、ほとんどなし8.0% ②日常的な外出の同行者: 家族50.7%、一人32.3人、ヘルパー5.9人 ③休みの日の過ごし方: 買い物・外食等76.9%、スポーツをする18.8%、音楽・美術観賞37.9%、読書・インターネット41.4%

【あるべき姿】

- 障害のある人が、気軽に(障害者)スポーツを体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境が確保されている。
- 文化芸術施設(劇場、美術館、映画館等)や図書館等を円滑に利用できるバリアフリー化や障害の特性に応じた鑑賞や読書のしやすい配慮がされている。
- 障害のある人が造形活動や表現活動を体験できる機会や活動を継続できる環境、作品等を発表する機会が確保されている。
- 障害のある人が趣味や嗜好に応じた余暇活動を楽しんだり、本人活動や交流の機会が確保されている。

【課題】※は新たに整理された課題

- 障害のある人が、気軽に(障害者)スポーツ等を体験できる機会を充実させる必要がある。
- 造形活動や表現活動の指導を行える人材が不足している。
- 図書館や美術館等、障害のある人が読書や美術観賞を気軽にできるように利用しやすさを高める必要がある。(※)
- 本人活動を支える取組が必要である。(※)
- ピアサポート等の活発化により障害者支援における当事者性を高める必要がある。(※)

【施策の方向性】

- (障害者)スポーツを気軽に体験できる機会や活動を継続したり、競技力を高められる環境整備等を図ります。
- 文化芸術施設(劇場、美術館、映画館)や図書館等のバリアフリー化、障害特性に応じた演劇の鑑賞や読書等のアクセシビリティの向上を図ります。
- 造形活動や表現活動を体験できる機会や活動を継続できる環境を確保するとともに、作品等を発表する機会の充実を図ります。
- 障害のある人の余暇活動の充実を図ります。
- 本人活動や地域における交流活動の支援を図るとともに、障害者支援における当事者性を高めるため、ピアサポート等の活発化を図ります。

Ⅲ 具体的な施策と活動目標・活動指標(各論)

1. 共生社会づくり

- (1) 差別をなくし権利が護られるために
- (2) 自ら選び自分らしく暮らしていくために
- (3) 情報アクセシビリティの向上し意思疎通が充実するために
- (4) ユニバーサルデザインのまちづくりのために

2. ともに暮らす

- (1) 安全・安心な暮らしのために
- (2) 障害特性に応じたサービスの充実
- (3) 障害福祉を支える人材の育成・確保
- (4) 保健・医療の推進のために(感染症対策を含む)
- (5) 防災と防犯の推進のために

3. ともに育ち・学ぶ

- (1) 健やかな育ちと豊かな学びのために<育ち><学び>

4. ともに働く

- (1) 雇用・就業の促進と経済的自立を支援するために

5. ともに活動する

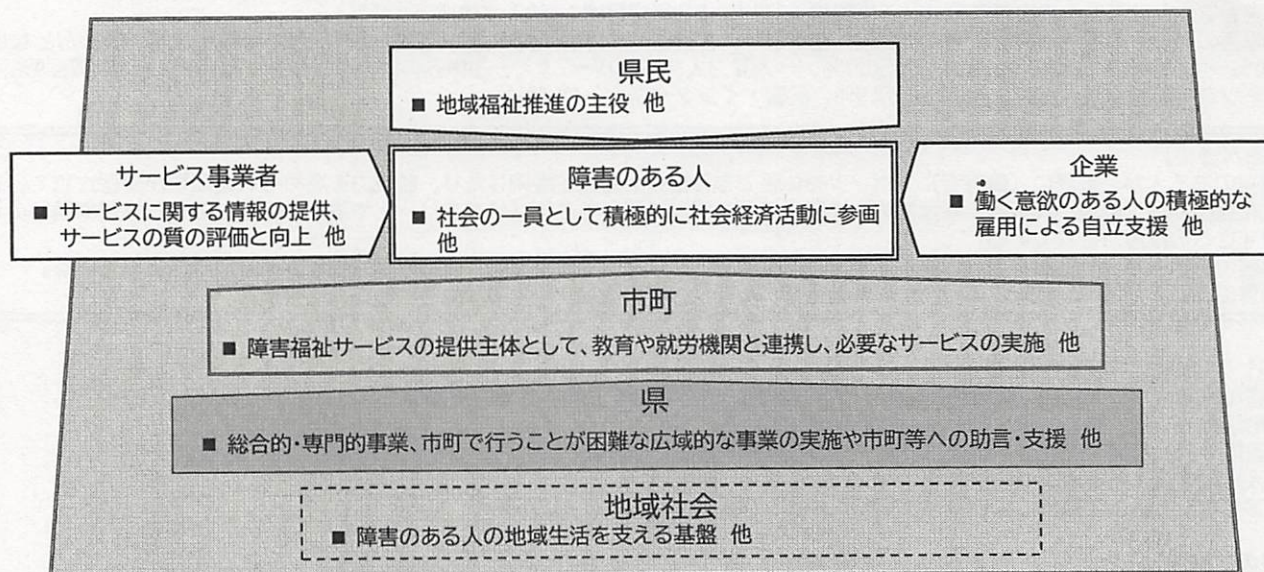
- (1) 文化芸術やスポーツ活動を豊かにするために
- (2) 余暇活動や社会参加を豊かにするために
- (3) 本人活動や地域における交流活動を豊かにするために

※ 重点施策については一覧表を作成

IV 施策の推進体制と進捗管理

1. それぞれに求められる役割

- 各施策を推進するに当たって、県、市町、サービス事業者、企業、県民、地域社会、障害のある人それぞれに期待される役割



2. PDCAサイクルによる推進体制と進捗管理

- 計画期間における成果目標や事業量見込み等の活動指標を定め、計画(Plan)-実施(Do)-評価(Check)-改善(Action)というマネジメントサイクルに基づき、年度ごとに計画の進捗状況や施策の実施状況を進行管理。
- 評価や計画の見直し、次年度の取組については、滋賀県障害者施策推進協議会に意見を聴取。評価結果について公表。
- 評価結果を踏まえて、次年度以降のさらなる計画を推進。
- 制度改正や新たな課題への対応等、必要に応じた計画の変更や事業の見直し。
- 滋賀県障害者自立支援協議会の各部会機能を活用し、課題についての研究・提言を行う等プランの実効性を確保。
- 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会や発達障害者地域支援協議会等における協議をプランの推進および進捗管理に活用。

V その他記載予定項目

- 障害福祉計画・障害児福祉計画にかかる成果目標・活動指標の全県及び圏域別一覧
(地域生活支援事業部分を含む)
- 各種調査結果
- 新滋賀県障害者プラン（仮）策定経緯
- 滋賀県施策推進協議会委員名簿
- 新滋賀県障害者プラン（仮）策定のための小委員会委員名簿
- 用語の解説